

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第169号)

平成12年12月1日

横情審答申第169号

平成12年12月1日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成11年9月21日教教労第305号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「通勤届・通勤手当通知書」（2人分）及び「通勤届・通勤手当認定
簿」（6人分）の一部公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「通勤届・通勤手当通知書」（2人分）及び「通勤届・通勤手当認定簿」（6人分）のうち、職員番号、住居及び通勤経路の略図の欄に記載された最寄の交通機関から自宅までの地図を非公開とした決定は妥当であるが、その余の部分は公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「通勤届・通勤手当通知書」（2人分）及び「通勤届・通勤手当認定簿」（6人分）（以下「本件申立文書」という。）の公開請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成11年6月24日付で行った一部公開決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部公開理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号に該当するため一部を非公開としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書に記載されている学校名、職名等については、公務員の職務遂行に係る情報であり、公にすることが慣行となっているが、教職員の職員番号、住居、通勤方法の別、区間、通勤経路の略図、通勤手当の月額等については、当該教職員個人の職業等の生活状況に係る情報であって、当該教職員の職務遂行に係る情報ではないため、旧条例第9条第1項第1号に該当するとして非公開とするものである。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の一部公開決定に対する意見は、全部公開を求めるものであり、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書に記載されている教職員は、虚偽の通勤届を教育長あてに提出し、正当に受領できない金員を不正に受給した。そして、その行為を指摘されると県の給与事務所に一部返還し、まだ不正に不法領得をしている。
- (2) 不法利得した金員を返せば、それで済むというものでもない。何でもプライバシーを理由として、犯罪事由を隠す意味合いがあるのであろうか。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第6項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市立中学校の教職員が昭和61年度、平成2年度、平成3年度、平成5年度、平成6年度及び平成7年度に任命権者である横浜市教育委員会に対して届出を行い、決定されたものであることが認められる。

通勤届とは、学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年神奈川県人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第3条第1項に基づき、職員が通勤の実情を任命権者に届け出たものであって、職員番号、学校名、職名、氏名、住居、通勤方法の別、区間、距離、所要時間、1箇月の定期券等の額等が記載されている。また、通勤手当認定簿（平成2年度以前は「通勤手当通知書」）とは、規則第4条に基づき、任命権者が当該職員の支給職員としての要件を具備していることを確認することにより、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定するものであり、算出の基礎となる交通機関等の名称、利用区間、交通機関等の1箇月の運賃等の額、支給の始期等、通勤手当の月額等が記載されている。

実施機関は、本件申立文書に記載されている職員番号、住居、通勤方法の別、区間、通勤経路の略図、通勤手当の月額等について、旧条例第9条第1項第1号に該当するとして非公開としているが、当審査会は、この点について次のとおり判断した。

(3) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は、公開しないことができると規定している。

しかし、「個人に関する情報」であっても、公務員の職務の遂行に関する情報など、公にすることが慣行となっている情報についてまでも非公開とすることは、条例の趣旨ではないと解される。

イ ところで、一般に、教職員の通勤とは、勤務のため住居と勤務場所との間を合理

的な経路及び方法により往復すること（地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項）とされ、任命権者は、教職員に一定の要件のもとに本件申立文書の提出を義務付け、教職員の通勤方法が職務との関連において合理的かつ経済的であるかどうかを認定することとされている。

このため、通勤行為は、職務に当然に付随する行為として任命権者の一定の管理下にあることが認められることから、教職員個人の私的行為とは区別することが適当であると考えられる。

ウ そこで、本件申立文書に記載された情報のうち、実施機関が非公開とした職員番号、住居、通勤方法の別、区間、通勤経路の略図、通勤手当の月額等について、それぞれ本号本文に該当するかどうかを検討する。

エ まず、職員番号については、教職員の識別番号として用いられており、当該教職員の採用年度、給与等の個人情報を容易に検索できるようになる可能性があり、また、住居については、当該教職員の住所が記載されていることから、職員番号及び住居は、いずれも、条例上保護すべき個人に関する情報であると認められる。

オ 次に、通勤方法の別、区間、通勤経路の略図及び交通機関等の名称等については、これらを公開したとしても住居の探索は容易ではないこと、1箇月の定期券等の額は通常公表されていること、また、通勤手当の月額は、給与の一部ではあるが、一般的には、1箇月の定期券の額から容易に推測することが可能であり、また、費用弁償的な要素も強いことから、これらの情報はいずれも、条例上保護すべき個人に関する情報であるとは認められない。ただし、通勤経路の略図の欄に記載された最寄の交通機関から自宅までの地図については、容易に住居を特定できるため条例上保護すべき個人に関する情報であると認められる。

したがって、本件申立文書のうち、職員番号、住居及び通勤経路の略図の欄に記載された最寄の交通機関から自宅までの地図については、本号本文に該当するが、その余の部分については本号本文に該当しないため、公開すべきであると考えられる。

なお、本件申立文書における職員番号及び住居は、公開することが公益上特に必要と認められる情報とまでは認められないため、旧条例第9条第1項第1号かつこ書には該当しない。

(4) 結 論

以上のとおり、本件申立文書に記載されている職員番号、住居及び通勤経路の略図の欄に記載された最寄の交通機関から自宅までの地図については、旧条例第9条

第1項第1号に該当するとして、実施機関が非公開とした決定は妥当であるが、その余の通勤方法の別、区間、交通機関等の1箇月の運賃の額、通勤経路の略図（最寄りの交通機関から自宅までの地図が記載されたものを除く。）等については、公開すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年9月21日	・ 諮問書受理
平成11年10月4日	・ 実施機関から、一部公開理由説明書を受理
平成11年10月22日 (第211回審査会)	・ 諮問の説明
平成12年8月4日 (第230回審査会)	・ 審議
平成12年9月8日 (第231回審査会)	・ 審議
平成12年9月22日 (第232回審査会)	・ 審議
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・ 審議
平成12年10月27日 (第234回審査会)	・ 審議
平成12年11月10日 (第235回審査会)	・ 審議